

後期高齢者医療制度のお知らせ

～窓口負担割合の見直しについて～

■ **一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります**
 令和4年10月1日から一定以上の所得のある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

■ **窓口負担割合が2割となる方は、以下の項目にすべて該当する人です**

- 住民税課税世帯で、3割負担（現役並み所得者）ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- 年金収入+その他の合計所得金額が、
 - ・被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
 - ・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

■ 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

■ 保険証が新しくなります（黄色→橙色）

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和4年9月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。

9月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら**橙色の保険証**をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の人も、保険証が新しくなります。

新しい保険証は橙色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 9月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	昭和20年 4月 1日
発行期日	昭和20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(捺)

書類は必ず
郵送でお届けします。



■ ご注意ください

- ・厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・不審な電話があったときは、警察署（#9110）または消費生活センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
 【住所】〒060-0062
 札幌市中央区南2条西14丁目
 国保会館6階
 ☎011-290-5601

保健福祉課
 ☎4-2511(内線125) ☆4-251104